

用語の定義の見直しに係る関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第2号

用語の定義の見直しに係る関係規則の整備に関する規則

(大和市文化芸術振興条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市文化芸術振興条例施行規則(平成22年大和市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「表彰」を「顕彰」に改める。

第9条第1項中「に掲げるとおり」を「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うもの」に改め、同項第1号中「に対して表彰する。」を削り、同項第2号中「^な称える」を「称える」に改め、「に対して表彰する。」を削り、同項第3号中「^な称える」を「称える」に改め、「に対して表彰する。」を削り、同条第2項中「前項各号」を「前項の規定にかかわらず、同項各号」に、「表彰するものとする」を「顕彰することができる」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「被表彰者」を「披顕彰者」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「表彰」を「顕彰」に、「表彰状」を「顕彰状」に改め、同条第2項中「表彰」を「顕彰」に、「昭和23年法律第78号」を「昭和23年法律第178号」に改める。

第12条中「表彰」を「顕彰」に改める。

(大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第2条 大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則(平成26年大和市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「特区法」を「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)」に改める。

(大和市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第3条 大和市国民健康保険条例施行規則(昭和36年大和市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「法」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」に改める。

(大和市基準該当障害児通所支援事業者の登録に関する規則の一部改正)

第4条 大和市基準該当障害児通所支援事業者の登録に関する規則（平成24年大和市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の定義」を「おいて使用する用語」に改める。

第3条第2項中「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

（大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第5条 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成30年大和市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第11条第1項中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

（大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則の一部改正）

第6条 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則（平成27年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第11条中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

（大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第7条 大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

第56条の19の2中「指定通所支援基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」に改める。

第62条第1項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」に改める。

（大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部改正）

第8条 大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定め

る規則（平成25年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「指定地域密着型介護予防サービス基準」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）」に改める。

第12条第2項中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

（大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける」を「おいて使用する」に改める。

第18条第1項中「法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）」に改める。

（大和市下水道条例施行規則の一部改正）

第10条 大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける」を「おいて使用する」に、「法」を「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）」に改め、「f）」の次に「において使用する用語」を加える。

第11条の2中「同法」を削り、「に規定する」を「の規定による」に改め、「各号」の次に「のいずれか」を加える。

第16条第1項各号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「減免する」を「適用する」に改める。

第17条第1項中「とは」を「は」に改める。

第25条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

（大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則の一部改正）

第11条 大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則（平成25年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「昭和33年政令第147号」を「昭和34年政令第147号」に改める。

（大和市みんなの街づくり条例施行規則の一部改正）

第12条 大和市みんなの街づくり条例施行規則（平成24年大和市規則第37号）の一部を次の

ように改正する。

第2条中「おける用語の意義は、条例」を「おいて使用する用語は、条例において使用する用語」に改める。

第10条第2項中「取り消し」を「取り消した」に改める。

第20条第1項中「法」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。